

# 令和7年2月補正予算 令和6年度一般会計補正予算（第10・11号）等の概要



久喜市

## ●会計別補正予算額●

(単位：千円)

会 計 名	補正額	補正後予算額
一般会計		
一般会計補正予算（第10号）	598,598	63,914,359
一般会計補正予算（第11号）	▲422,277	63,492,082
特別会計		
国民健康保険特別会計補正予算（第5号）	48,378	16,445,571
介護保険特別会計補正予算（第4号）	▲75,803	12,960,327
後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）	▲38,303	2,753,327
土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）	▲105	129,539

## ●会計別補正予算額●

(単位：千円)

会 計 名	補正額	補正後予算額
公営企業会計		
下水道事業会計補正予算（第3号）		
収益の収入	▲8,701	4,458,838
収益の支出	▲19,154	4,353,863
資本の収入	▲198,750	2,955,141
資本の支出	▲40,450	4,116,152

# ●主要事業●

## 1 物価高騰に直面する低所得世帯への支援 <一般会計補正予算（第10号）>

(単位：千円)

該当事業	所管課	補正予算額	予算書
<p>物価高騰対応重点支援給付金（令和6年度住民税非課税世帯）給付事業                      物価高騰対応重点支援給付金（令和6年度住民税非課税世帯（被扶養世帯））給付事業</p> <p>▷概要 物価高騰に直面する低所得世帯へ給付金の給付を行う。</p> <p>▷対象 令和6年12月13日時点で久喜市に住民登録があり、世帯全員の令和6年度分の住民税が非課税の世帯</p> <p>▷給付額 1世帯当たり3万円                      18歳以下の子どもがいる場合は、子ども1人当たり2万円を加算</p> <p>▷給付開始 令和7年3月中旬を予定（子ども加算分は令和7年4月上旬を予定）</p> <p>※1 2事業の合計額。併せて、事業ごとの補正額を限度額とする繰越明許費を設定。</p>	<p>社会福祉課</p>	<p>589,005 ※1</p>	<p>P4, 10</p>

## ●主要事業●

### 2 物価高騰に直面する子育て世帯への支援 <一般会計補正予算（第10号）>

(単位：千円)

該当事業	所管課	補正予算額	予算書
<p>保育所運営事業</p> <p>▷概要 公立保育園における給食食材費の物価高騰相当分に物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を充当し、子育て世帯を支援するとともに給食の質を確保する。</p> <p>▷対象 令和7年1月から3月までの3か月分</p>	各保育園	325 (財源振替額)	P10
<p>私立保育所等給食費等高騰対策給付金給付事業</p> <p>▷概要 私立保育所等に対して、給食食材費等の物価高騰相当分の給付金を給付し、保護者負担並びに給食の質及び量の維持を図る。</p> <p>▷給付額 令和7年1月から3月までの3か月分の給食食材費等に係る物価高騰相当額</p>	保育幼稚園課	5,760	P10
<p>私立幼稚園給食費等高騰対策給付金給付事業</p> <p>▷概要 私立幼稚園に対して、給食食材費等の物価高騰相当分の給付金を給付し、保護者負担並びに給食の質及び量の維持を図る。</p> <p>▷給付額 令和7年1月から3月までの3か月分の給食食材費等に係る物価高騰相当額</p>	保育幼稚園課	98	P12
<p>学校給食運営事業</p> <p>▷概要 小・中学校における給食食材費の物価高騰相当分に物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を充当し、子育て世帯を支援するとともに給食の質を確保する。</p> <p>▷対象 令和7年1月から3月までの3か月分</p>	学校給食課	21,748 (財源振替額)	P12

### 3 高温等による水稲の被害に対する農業者への支援 <一般会計補正予算（第10号）>

(単位：千円)

該当事業	所管課	補正予算額	予算書
<b>農業経営安定推進事業</b> ▶概要 令和6年6月から9月までの高温及びイネカメムシにより水稲に被害を受けた農業者に対する次期作支援のための補助を行う。 ▶対象 高温及びイネカメムシにより、令和6年産米が規格外相当米となる被害を受けた農業者 ▶対象経費 水稲の次期作に向けた種苗代及び肥料代 ▶支給時期 令和7年3月下旬を予定	農業振興課	3,735	P12

### 4 経営構造の転換や経営発展を図る農業者への補助 <一般会計補正予算（第11号）>

(単位：千円)

該当事業	所管課	補正予算額	予算書
<b>農業経営安定推進事業</b> ▶概要 経営構造の転換や経営発展を図る農業者の農業用機械の導入に対して補助を行う。 ▶補助額 事業費の1/2（上限1,500万円）  ※2 併せて、同額を限度額とする繰越明許費を設定。	農業振興課	20,387  左記に係る 補正予算額 22,487 ※2	P6,64

5 県道3号線の門樋橋整備に併せた交差点右折帯の設置 <一般会計補正予算（第11号）>

(単位：千円)

該当事業	所管課	補正予算額	予算書
<p>門樋橋整備負担金事業</p> <p>▷概要 県が実施する県道3号線（さいたま栗橋線）の門樋橋整備に併せて実施される交差点における右折帯の設置工事に対して負担金を支出する。</p> <p>▷期間 令和6年度から令和15年度を予定 （県による工事は令和16年度までを予定）</p> <p>※3 併せて、令和6年度から完了の年度までを期間とする債務負担行為を設定。</p>	<p>建設管理課</p>	<p>7,957 ※3</p>	<p>P9,66</p>